



# かながわ

# 議会だより

## 鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号  
電話：0467(23)3000 内線 2448 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… [鎌倉市議会](#)

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

## 平成25年12月定例会（12月4日～24日）

### 第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の策定議案等を可決

#### ○定例会の概要

- ・今定例会では、16名の議員が一般質問を行いました。
- ・当初、会期を12月19日までとしましたが、常任委員会の審査に時間を要したため、会期を12月24日まで延長しました。
- ・市長提出議案として、条例関係議案6件、補正予算議案2件、その他議案10件を可決、監査委員（新任）及び固定資産評価審査委員（再任）の人事議案4件に同意、常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定議案を継続審査としました。
- ・第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の策定議案について、委員会修正案が提出されましたが否決となり、原案が可決されました。
- ・議員提出議案として、「市民の請願・陳情権を守ることを確認することに関する決議について」及び意見書2件を可決し、陳情2件を採択しました。

#### ○定例会の主な動き

本会議(12/4～10)	……………一般質問、議案上程、採決	(2～4面)
各常任委員会等(12/11～20)	……………議案・陳情審査等	(4面)
本会議(12/19、24)	……………委員長報告、議案上程、採決	(3・4面)

# 鎌倉市議会ってどんなところ? vol.7

市議会では、議会基本条例の制定に向けた集中的な議論を進めていくため、議会基本条例の制定に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置しています。

### 特別委員会の設置までの経過

地方議会のあり方が問われている中、鎌倉市議会では、前任期に、「議会基本条例の策定に関する調査特別委員会」を設置し、議会・議員の活動原則、市民と議会の関係、議員定数等といった議会の根幹事項についての調査・研究を重ね、議会基本条例の素案（案）を取りまとめました。この成果を受け継ぎ、条例制定に向けた特別委員会を平成25年10月3日に設置しました。



特別委員会の委員

### 議会基本条例とは

地方分権の時代にふさわしい議会の役割や、議員は何をすべきでどう動くべきのかなど、市議会の活動をより活発化し、充実させていくことで、情報公開及び市民参画を基本とする公正で民主的な市政の発展に寄与しようとするための条例です。

### 議会基本条例の制定に向けて

特別委員会では、平成26年12月を目途に条例の制定を目指すことを確認しましたが、制定までの期間が短いことから、審査をより効率的にするため、二つの小委員会を設け、条例の制定に向けて準備を進めています。（左下を参照）

### パブリックコメント小委員会

パブリックコメント小委員会では、市民の皆さんのご意見を議会基本条例に生かすことを目的に、市民意見聴取会（オープンミーティング）の準備及び実施、パブリックコメントの実施などを担当しています。



### 逐条小委員会

逐条小委員会では、前任期で取りまとめられた議会基本条例の素案（案）の解釈についての整理及び議会報告会（試行）の準備を担当しています。



### 議員と語ろう！オープンミーティング

議会基本条例の制定に向けて、市民の皆さんから「市民と議会の関係」を中心としたご意見を伺うため、市内5地域で下記のとおりオープンミーティングを開催します。

多くの市民の皆さんの意見を生かしていくことが開かれた議会への第一歩と考えておりますので、ぜひご来場いただき、ご意見をお聞かせください！

各会場の設営を行う関係上、できればご希望会場と来場人数を鎌倉市議会（電話23-3000内線2448）までお知らせください。当日参加も大歓迎です！



2/1  
(土)

腰越会場 10～12時	腰越行政センター第3集会室
深沢会場 14～16時	深沢行政センター第2集会室
玉縄会場 18～20時	玉縄行政センター第4集会室

※3会場とも駐車スペースに限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

2/2  
(日)

大船会場 10～12時	大船消防署・講堂
-------------	----------

※大船消防署には駐車スペースがありません。公共交通機関をご利用ください。

鎌倉会場 14～16時	市役所議会全員協議会室（本庁舎2階）
-------------	--------------------

※当日は市役所駐車場が市民駐車場となるため、ご利用は有料となります。